The Article 9 Society Hiroshima
第九条の会ヒロシマ
会報 97 号
2018年4月

名誉代表　岡本三夫　　世話人代表　藤井純子
連絡先　〒734-0015　広島市南区宇品御幸1-9-26-413
TEL：070-5052-6580　　FAX：082-283-7789（佐々木孝）
E-mail：fujii@jca.apc.org（藤井）URL：http://9-hiroshima.org/
郵便振替 01390-5-53097 第九条の会ヒロシマ　年会費2,000円

5・3 ヒロシマ憲法集会

9条改憲NO！　平和といのちと人権を！

5.3（木・祝）

13：00 ～ 14：30
ハノーバー庭園
（旧市民球場の北西）
デモ　14：45 ～

講演：仲村未央さん（沖縄県議会議員）
報告：田村順玄さん（岩国市議会議員）

主催：戦争させない・9 条壊すな
ヒロシマ総がかり実行委員会！
主な構成団体：戦争させないヒロシマ 1000 人委員会
広島県９条の会ネットワーク、秘密保護法ネットワーク
憲法と平和を守る広島共同センター

武力で平和はつくれない。5 月 3 日、憲法記念日にこの言葉をかみしめたい。紛争地ではこれまで武力を持たない日本は信頼をされてきた。（P14～17）軍隊がくることは何か狙いがある。紛争地の人々はそれを感じる。資源を自分たちから奪って、武力衝突を起こし、命を奪い、生活も心も壊していく。解決には対話しかない。東アジアの平和・非核化もまずは対話から。

岩国から米軍が、呉から海自が海外へ　巨大化する米軍基地。変わる自衛隊（P8~11）　かつて軍隊が出撃した廣島。国からの交付金で学校に防音装置をつけ、米軍の戦闘訓練を受任し子どもたちを加害者にさせるな！ 広島県は交付金を受け取るな！

「結党以来の課題である憲法改正に取り組むときが来た」と安倍首相は自民党大会で改憲に執念を燃やし、18 年中の発議、来春の国民投票を目論む。改憲しないうちから集団的自衛権や基地・自衛隊の強化、共謀罪、教育再生など戦争のための準備が先行する。首相の意向の軍国教育学園を頓挫させたのは正解だ。

あらゆる人権問題の課題に取り組む市民は、基地も原発も、教育も女性の人権も、それぞれ声をあげている。そして国会前で始まった総がかり運動が全国に広がりつつある。米国の高校生が今まで大きな力で押しつぶされてきた銃規制を求めて立ち上がり、瞬く間に全米に広がった。沖縄の「不屈」に学び、3000 万人署名を集め切り、私たちは、今こそ安倍一強を終わりにさせて 18 年改憲発議をとめよう。市民の力を信じて。（藤井）

市民による**シール投票**にご参加ください

今の9条を守る？　9条に自衛隊を書きこむ？

5月3日（木）10:30～11:30　原爆ドーム前

５月３日、憲法記念日に、市民シール投票を行います。
「あなたは戦争をしない国として今の9条を守る？」
「安倍自民党案の9条に自衛隊を書き込む？」
これまでどおりの9条を守るのがいいのか？　集団的自衛権の行使ができ、安保法によって武力行使も可能になった自衛隊を9条に書き込むのがいいか、平和憲法の理念は生かされるのか、市民の皆さんと一緒に考えながらシールを貼ってもらいましょう。
核のない、平和な社会をめざすヒロシマ市民の意思表示。どうぞ応援に駆け付けてください。

会報97号　　もくじ

1　お知らせ：5月3日　市民シール投票　憲法集会　…… 藤井純子
2　安倍政権を倒して改憲発議を阻止するか，
改憲発議を阻止して安倍政権を倒すか　…… 高田健
4　加害の歴史を直視するということ　…… 金栄鎬
6　上関原発の新規立地中止を求める！ …… 溝田一成
8　自衛隊は今　ー沖縄で改憲・反改憲を考える …… 山本英夫
12　小学校「特別の教科　道徳」教科書を読む …… 山川滋
14　紛争地から見える9条の価値　講演…　谷山博史（佐々木孝・岡本珠代）
18　総会報告　…… 佐々木孝、藤井純子
19　広島県知事の交付金受け取り発言要請行動　ほか　活動報告
20　お知らせ・後記

安倍政権を倒して改憲発議を阻止するか , 改憲発議を阻止して安倍政権を倒すか

高田　健（許すな！憲法改悪・市民連絡会事務局長）

暗雲晴れない自民党大会での改憲案

自民党の憲法改正推進本部（細田博之本部長）の全体会合は3月22日、党大会に向けての議論を行い、「一任！」「一任！」の声が飛ぶ中で、石破茂元幹事長ら批判派の意見を強引に封じ込め、安倍晋三首相が求める憲法９条改正案の方向で、今後の条文化作業を細田氏に「一任」することを決めた。事実上の「強行可決」だ。翌23日に開催した自民党総務会でも不満が噴出した。当初、大会で行うことを目指していた条文案の決定は見送り、大会後に条文案を作成することにした。

党大会を前にした、23日の自民党総務会と、24日の全国幹事長会議では不満が続出した。冒頭、安倍総裁は「なぜこんな問題が起こったのかを、徹底的に明らかにし、二度とこういう問題が起こらないように組織を立て直したい。行政全般に対して、最終的な責任は内閣総理大臣たるこの私にある。国民に深くお詫びしたい」と発言したが、地方からは「つらい目にあっている」「来年は統一地方選や参院選もある」「霞が関だけの責任にするのはいかがなものか」などなど、不満と批判が続出し、「国民に説明責任を果たさないと、憲法改正までいかないのではないか」という意見まで飛び出した。

とりまとめられた条文案の「方向性」は石破氏らが要求した「戦力不保持」を定める９条２項の削除ではなく、１項、２項を維持して新たに、10条の前に「９条の２」を設け、その１項に「（９条の２項の規定は）我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織」としての「自衛隊を保持する」とする。この間の２項維持案では、自衛隊を「必要最小限度の実力組織」としていたが、この「方向性」からは削除することになった。

このように書き込めば自衛隊の目的・任務は「我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置」、すなわち「自衛権」の行使であり、国連憲章51条にいう「集団的自衛権」の行使ができることになる。これは2015年の戦争法で制限を加えざるを得なかった「フルスペック」（全面的な）の集団的自衛権の行使を合憲化するものに他ならない。

そのうえ、この間自民党が挿入すると公言してきた「必要最小限度の自衛組織」の規定をわざわざ外したことで、「専守防衛」はもとより、従来の「武力行使の３要件」などは突破され、武力行使は無制限になることになる。これでは「維持された」「１ミリも変わらない」などという日本国憲法９条１項、２項は全く破壊されてしまう。

加えて、今回の自民党改憲案の「方向性」は９条２項削除にこだわる石破氏らの案との対比の中で、より「ソフト」に見える形で政治的欺瞞を演出するなかで打ち出され、公明党などが乗りやすい形になっていることは見逃せない。

今回の自民党の９条の議論のとりまとめで、４項目の改憲案のすべてがでそろったかたちになった。しかし、他の３項目の改憲案はそれぞれ憲法マターではなく、法律の改正などで解決可能なものだ。自民党はこのように改憲案を４項目にすることで、憲法９条改憲問題が浮き彫りになることを回避し、９条改憲を実現しようとしている。

９条以外の他の３項目は、①参院選の「合区」解消など、②大規模災害時に政府に権限を集中したり、国会議員の任期特例を書き込んだりする緊急事態条項、③「教育無償化」だ。しかし、この間の改憲推進本部の議論の中で、②の緊急事態条項はとりわけ問題が大きい。当初は国会議員の任期についての特例を設ける問題に絞られていたが、途中からこれに緊急事態時に私権の制限を可能にするなど、政府に権限を集中することを可能にする条文が織り込まれた。これは、政府が緊急事態においては法律と同格の政令を作ることで、悪名高いナチスの授権法に通じる条項だ。どさくさ紛れに抗した危険な条項を含めた改憲案を作ったことは許されない。

長文で難解な改憲案文

なお、今回、自民党が取りまとめた改憲条文案は長文で、結構難解なものであり、国民投票を想定した改憲案としては極めて出来が悪いしろものだ。未発表の９条関連条文以外の条文だけでも、緊急事態条項（憲法第73条、64条）で約300字、合区解消（47条、92条）で約360字、教育の充実（26条、89条）で約360字と長文だ。国民投票に際して、この改憲案が有権者に理解された状態で、賛否の判断を求めるには容易なものではない。改憲手続法では、発議後の国民投票運動期間は60日～180日と定められている。最短では60日もありうるわけで、この短い期間で、有権者が改憲案を理解し、国民投票の準備をすることはほとんど不可能なことだ。この長文で難解な憲法改正案を２カ月程度の運動期間で判断して、投票所に足を運ぶ人が多くいるだろうか。難しくて投票する気がしないと考える人は多くないだろうか。若者たちはそっぽ向かないだろうか。その結果、投票率が低くても、現行改憲手続法は最低投票率きていがないから、その低投票率の投票の過半数の賛成で改憲が成立してしまう。大きな組織を持つ勢力があらかじめ条文の内容に関係なしに、「賛成」に〇をなどと指示して、投票をゆがめることはないだろうか。

こういうやりかたで、現安倍政権の下で国民投票が実施されるなら、それはまさにレファレンダム（憲法など政治に関する重要事項の可否を、議会の決定にゆだねるのではなく、直接国民の投票によって決めること）ではなく、プレビシット（いわゆる人民投票。政治家が権力の維持を図るために、人気投票的に国民の信を問うような投票のあり方）となり、民意が大きく

ゆがめられた投票になる可能性がある。このような改憲国民投票は容認できない。

安倍政権に打撃を与える好機到来

このところ、森友事件の真相暴露の急展開の中で、内閣支持率が急降下し、与党・公明党の中でも、自民党のなかでも動揺が走っている。ついこの前まで「安倍１強体制」と呼ばれていた安倍内閣は内部からの批判と不満の増大にさらされている。内閣支持率は各調査機関で軒並み 30%台にまで落ち込んでおり、第２次安倍政権以降最低値だ。これは当面、回復する兆しはない。もし、支持率が 20%台に落ち込んだら、政権存亡の危機だ。そして、その流れの到来はほぼ確実になっている。

当初、安倍首相周辺が描いていた改憲スケジュールは大きく立ち遅れつつある。自民党案の取りまとめが、目標としていた昨年中どころか、今回の３月の自民党大会でも困難で、議論は後ずさりしている。いま自民党主流は大会後、改憲条文をまとめ、４月には憲法審査会で議論を始め、なんとしても年内には改憲発議を実現しようとしている。「日本会議」をはじめ右翼改憲勢力には、いま強い危機感がある。彼らは戦後史上最良と考えるこの安倍政権のもとで改憲ができなかったら、大きな打撃であり、しばらく改憲の機会は失われると考えている。

しかし、森友問題での政府危機のなかで、国会での改憲論議が容易にすすむ状態ではない。発議に向けた国会審議のためのスケジュールは極めてタイトで、容易ではない。加えて、与党・公明党はこの嵐の中での改憲論議に消極的になっているし、友党・維新の会も１丁目１番地の「教育無償化」にかならずしも自民党が積極的でないことも併せて、９条改憲にも及び腰になっている。自民党員や支持者は安倍政権の支持率急降下におびえている。

森友事件の糾明の進展の中で今後の政局はどのように展開するのか、当事者の安倍政権にとっても見通しはつかないほどの危機に見舞われている。少し前までは、９月の自民党総裁選で安倍晋三総裁の３選は確実視されており、誰もがそれを疑わなかった。しかし、今は様相が大きく異なってきた。党内のいろいろな勢力が時を得て、うごめき始めている。安倍総裁の威信は急速に崩れている。

森友疑獄事件の公文書改ざんや、自民党文教族による前川前文部次官の「授業」にかかわる憲法違反の介入に見られるような、国家権力を私物化し、憲法を破ることを繰り返す安倍政権とその与党に「改憲」を語る資格はない。

闘いの結果、実現した佐川氏国会喚問にとどまらず、安倍昭恵氏の喚問から、麻生財務相の責任追及、さらに安倍政権を追及し、総辞職に追い込むたたかいをいまこそ全国各地で全力で取り組まなくてはならない。そのための最も有効なツールは 3000 万人署名感謝万人署名運動だ。この運動は全国各地の草の根で市民が一斉に取り組む数千万人規模の壮大な「対話運動」であり、改憲反対の世論を作り上げる運動だ。この波動が全国で大きく盛り上がりつつある。

「朝鮮半島の平和と日本の平和憲法擁護のための日韓市民シンポジウム」で発言する高田健さん
このシンポジウムは、韓国の「ソウル大統一平和研究院」、日本の「戦争させない・９条壊すな！総がかり行動実行委員会」などの団体が主催したもので、高田さんは、韓完相（ハン・ワンサン）元副首相や咸世雄（ハム・セウン）神父、憲法改正に反対する「九条の会」事務局長の小森陽一・東京大大学院教授、昨年ノーベル平和賞を受賞した非政府組織（NGO）「核兵器廃絶国際キャンペーン」（ICAN）の国際運営委員の川崎哲さんたちと一緒に出席されました。

総がかり実行委員会と全国市民アクションもいま、連日、国会行動や街頭宣伝に取り組んでいる。国会前での行動も 3 月 19 日には 5000 人の市民が参加した。この後、当面する連日の国会行動に続いて、４月中旬の大規模な国会行動や、5・3 憲法集会など、行動の大規模な展開が予定されている。

全国の市民たちも行動を積み重ねている。国会内では立憲野党各党が厳しい論戦を展開し、頑張っている。これらの市民の運動と国会内の立憲野党の連携で、今こそ安倍政権を追い詰めよう。

安倍退陣を実現する道はいくつかある。森友疑惑の徹底追及で安倍政権を退陣させるか。国会内外のたたかいで安倍政権を追い込んで大幅に改憲発議の時期を延長させ、改憲発議ができない状況を作って安倍政権を倒すか。世論を変え、安倍政権に改憲発議しても勝てないと自覚させるような情勢を作るか。参議院選挙まで発議を不可能にして、改憲派を追い込み立憲野党＋市民の共闘で改憲派の３分の２議席確保を阻止し、安倍政権を倒すか。いずれかだ。目の前にある戦後史上最悪の安倍政権を倒すことができれば、歴史を大きく前に進めることができる。

（本稿は「私と憲法」203 号の論文に若干、加筆したものです）

加害の歴史を直視するということ

金栄鎬（広島市立大学教授）

米朝首脳会談を前に

韓国大統領特使が 3 月 5 日に北朝鮮へ、8 日に米国へ、それぞれ派遣され、4 月末の南北首脳会談と 5 月中の米朝首脳会談の開催が合意された。その後、文在寅政権は南北と米国の 3 者会談や朝鮮戦争終戦宣言の可能性にも触れながら、朝鮮半島の非核化・平和に向けて「ゴルディアスの結び目を解く」と述べた。つまり、北朝鮮の核・ミサイル問題と平和協定及び米朝関係正常化などの難題の一括解決を進めると明らかにしたのである。比較的容易とされる人的交流や経済協力を先に、より困難な安全保障を後に、という従来のアプローチにとどまらず、朝鮮半島の分断と対立の構造に一挙に取り組むというのだから、重大な言及である。オバマ前政権はキューバとベトナムを訪問しイランと核合意を結んだが、朝鮮戦争の終戦には与しなかった。朝鮮半島は大きな変化を迎えようとしている。

北朝鮮の対話・非核化の意図

朝鮮半島問題を対話と交渉により平和的に解決しようとするのは、最善の選択ではなく、唯一の選択だという立場を継承する文在寅政権の行動は、予測可能性が高い。しかし、北朝鮮の金正恩政権と、おそらくそれ以上に米国のトランプ政権の予測可能性は低い。

北朝鮮の意図への警戒は内外に強く、非核化の実現には高いハードルがある。ただし、北朝鮮が南北・米朝対話を提案したことは驚くに当たらない。北朝鮮は「自衛のための核抑止力」を「絶対に放棄しない」と明らかにしてきたが、それには「米国の敵対政策が変わらない限り」という条件を付けていたからである。言い換えれば、米国の「敵対政策」が変わり、国家・体制の安全が保障されれば、核・ミサイルも交渉できるということになる。金日成・金正日の「非核化」の「遺訓」に改めて言及したことも、核・ミサイル政策が米朝交渉によって可変的であることを示す。昨年 10 月から 11 月にかけて、核弾頭の大気圏再突入技術の未完成にもかかわらず、金正恩委員長自らICBM が「完成した」と述べたのは、米朝・南北の交渉を本格化させる予兆であった。

混乱するトランプ政府

トランプ大統領が米朝首脳会談に応じたのはサプライズであったが、それも韓国政府が米国との調整に神経を使った結果であれば合点がいく。問題は、トランプ政権がロシア・ゲートやスキャンダルに揺れ、その排外的なマイノリティ政策が強い抗議を受け、さらに政府人事が大混乱していることである。この原稿を書いている 3 月 25 日までにトランプは、国務長官や大統領安保担当補佐官を現実主義の実務派からイデオロギー過剰な強硬派に交代させた。その前には国務省の北朝鮮政策特別代表が辞任し、駐韓米大使の人事も撤回された。しかも、トランプは 5 月中旬までに修正されない限りイラン核合意を破棄すると公言しており、その行方は北朝鮮との核交渉に悪影響を与える。加えて、台湾旅行法の制定により米台高官の訪問が頻繁になれば、米国の対中貿易制裁にさらに輪をかけて米中対立が深刻化する。

日韓協調の再構築の前に歴史を直視しよう

歴史問題について書くべき拙文を南北・米朝対話から始めたのは、動向を追うためばかりではない。大きな変化の機会と困難を前に、民主主義・非核国家である日本と韓国が、朝鮮半島と東アジアの平和・非核化・和解協力に向けて協調関係を構築できるかどうかが問われており、日韓協調を再構築するには歴史を直視することが問われているからである。

戦後の東アジアでは、戦争と冷戦と国内抑圧体制の下に共産主義の脅威が封じ込められると同時に、過去の克服あるいは歴史問題も封じ込められた。1965 年の日韓条約体制はその延長線上にあった。1970 年代の韓国の抑圧体制下の「反共反日」と、植民地統治の清算なき「援助」「友好」を進めた日本の保守政権は、いわば共犯関係にあった。しかしその後、1982 年の歴史教科書問題で初めて登場した歴史問題は、1980 年代末の民主化後の韓国社会でより大きな動きとなった。「慰安婦」被害者のカミングアウト、強制連行・強制労働問題、靖国神社への日本首相の参拝問題などへ歴史問題が拡大した。封じ込められた歴史問題が台頭し、「二重の封じ込め」体制が動揺し始めた。

封じ込められた歴史問題

1990 年代半ばに日本政府は河野談話と村山談話を発する一方、韓国国会は日韓条約の見直しを提起した。1998 年の日韓共同宣言は、「二つの封じ込め」後の日韓協力の可能性を示した。しかし、日韓共同宣言を支える条件は変化した。金大中が日本国会で称えた「戦後日本の平和主義」は大きく変質していった。朝鮮半島核問題をめぐる 6 者協議は 2008 年を最後に中断した。北朝鮮政策をめぐって日本の「封じ込めの安全保障」と韓国の「共通の安全保障」のギャップが広がった。中国のパワーの台頭により日中対立が起き、東アジア共同体の模索は停滞した。2005 年に韓国で日韓会談文書が全面公開され、盧武鉉政権は「慰安婦」問題で日本の「法的責任」が残っているという見解をまとめた。日本政府は 2007 年に「慰安婦」強制を否定する閣議決定を行った。韓国で 2011 年に憲法裁判所が日韓協定の解釈対立を政府が交渉で解決しないのは「違憲」とする決定を下した。

このように「二重の封じ込め」の 65 年体制は大きく揺らいできたが、過去のものとはなっていない。2015 年 12 月 28 日の「慰安婦」問題に関する日韓外相共同発表（以下、日韓「合意」）は、日米韓の安全保障協力の「弱い環」であった日韓関係に米国のオバマ政権が介入し、また、北朝鮮政策を強硬旋回さ

せた朴槿恵政権が、「慰安婦」問題に終止符を打ちたい安倍政権との間で、被害者の頭越しに政治決着を急いだ産物であり、河野談話、村山談話からも後退した。

被害者を無視した日韓「合意」

日韓「合意」は「被害者中心アプローチ」を欠いたものとして当事者及び韓国世論の反対を受け、国際人権機関からも見直しが勧告された。日本政府が 10 億円を支出した財団は活動を中断し解体した。一方、安倍首相は被害者への謝罪は「毛頭、考えていない」と開き直った。また、「公館の安寧と威厳」を理由にソウルの日本大使館前の平和碑少女像の撤去を主張してきた日本政府は、韓国各地や諸外国の少女像や慰安婦像をも撤去せよと要求した。韓国内の追悼・研究・記念事業にもことごとく反対した。このように日本政府は「慰安婦」問題の議論自体に反対していることが改めて浮き彫りになった。日韓「合意」は、日韓両国及び国際人権場裏における現実とは大きく乖離している。

昨年 12 月末に韓国外交部長官直属タスクフォースによる日韓「合意」検証報告が発表された。これを受けて文在寅は今年 1 月、対日外交の「ツー・トラック」アプローチの観点から「再交渉は求めない」が、日韓「合意」では「問題は解決されない」、ゆえに「日本が自ら国際普遍基準に従って真実をあるがままに認め被害者の名誉・尊厳の回復と心の傷の治癒のための努力を続ける」ことを求めた。「再交渉は求めない」というのは「慰安婦」被害者と支援団体が要求してきた「破棄、再交渉」とは距離がある。とはいえ、文在寅政権の「ツー・トラック」は、歴史・正義を安全保障に従属させる「二重の封じ込め」ではなく、歴史・正義と安全保障を並行するアプローチだという点で一定の評価ができると考えられる。

安倍政権の反「真実・人権・正義」姿勢が問題

他方、日韓「合意」では「解決されない」という韓国の立場を「理解できない」という人々が日本の世論調査で 85%に上った。「蒸し返し」と断じる者も少なくない。安倍政権は日韓「合意」は「1 ミリたりとも動かさない」として、韓国の記念事業や国連人権機関の議論にさえ反対した。しかし、国際人権の普遍基準に則った自発的な努力を期待することの何が、なぜ、理解できないのか。人権と正義の課題提起の何が、なぜ、「蒸し返し」なのか。「慰安婦」被害者を貶める公人の言動、マスコミの垂れ流しとネット上のフェイク情報の拡散、教育や記念からの「慰安婦」記述の駆逐などが日本に依然として蔓延している。戦時性暴力被害の回復には、どのような言葉を選ぶかも大切だが、被害者に敬意を払う政治社会的なコンセンサスが不可欠である。それを欠いているがゆえに「理解できない」「蒸し返し」というリアクションが横行するのではないか。

過去の克服とは、終止符を打つ問題ではなく、真実・人権・正義のプロセスであることは、ドイツ及び欧州におけるホロコーストの過去の克服にみるとおりである。文在寅が 3・1 節記念日の演説で「加害者が終わったと言ってはならない」と述べたのは、こうした観点からみて国際人権のスタンダードである。

日本は韓国のベトナム加害を責める資格なし

3 月 22 日から 24 日まで文在寅がベトナムを国賓訪問した。この機会に日本の一部のマスコミは韓国のベトナム戦争における加害問題を改めて持ち出している。韓国はベトナム戦争で民間人を虐殺したのだから「慰安婦」問題で日本を批判する資格がない、という俗論である。こうした俗論の中には米国や日本の関わりを自省する指摘は全く見られない。しかし、韓国のベトナム加害をもって「慰安婦」被害者の要求を封じ込めようとするのは、論理のすり替えである。そのことは問題を対比すれば明らかだ。イスラエルはアラブ・パレスチナの土地を奪い人々を虐殺したのだからユダヤ人はホロコースト被害を語り補償を受ける資格はないのか。ベトナムはカンボジアに侵攻したのだから米国の侵略戦争を批判する資格はないのか。日本は重慶爆撃、南京虐殺、真珠湾攻撃、「慰安婦」強制、強制労働、シンガポール虐殺、マニラ虐殺、捕虜虐待などを犯したのだから、都市爆撃や原爆投下の被害を語り原爆投下責任を問う資格はないのか。真実・人権・正義の観点からはいずれもそうではあるまい。

歴史を直視することは過去の人権侵害を被害者と加害者が共有し被害者の尊厳を回復すること

韓国のベトナム加害も歴史を直視するということの重要な課題である。文在寅は今回のベトナム国賓訪問でチャン・ダイ・クアン主席に「不幸な歴史に対して遺憾の意」を表明した。ベトナム政府との事前調整を経たと報道されており、金大中、盧武鉉とは異なり公式発言だが、いまだ公式謝罪とは言えない。韓国のベトナム戦争の加害の直視は、次のようなプロセスにある。第 1 に、「慰安婦」被害者や軍部出身政権の被害者たちが、韓国軍によるベトナム民間人虐殺の真相を究明し、政府に公式謝罪と補償を要求してきた。金大中、盧武鉉、文在寅も民主化運動出身である。第2に、韓国のベトナム加害の記念・追悼の「ベトナム・ピエタ」像が韓国内に設置されている。「ベトナム・ピエタ」を造形したのは、平和碑少女像と同じ芸術家である。第 3 に、戦後のベトナムと同様に韓国も内戦や戦争と大規模な人権侵害を経験してきた。その事実と真実を明らかにし、被害者の名誉と尊厳を回復し、人権・正義・民主主義を深化させる試みが、1990 年代末以来取り組まれた過去清算であり、それによってベトナムへの贖罪の流れが市民社会に生まれたのである。

歴史を直視するということは、過去の大規模な人権侵害の事実と真実を被害者と加害者が共有し、現在と未来に向けて被害者の名誉と尊厳を回復し人権と正義を増進させることである。それゆえ、歴史を直視するということは、名誉と誇りであり、国家の外交においても「国益」に組み込むべき課題である。

上関原発の新規立地中止を求める！

エネルギー基本計画に原発新増設を盛り込ませないための署名にご協力を！！

溝田一成（上関原発止めよう！広島ネットワーク）

政府は、原子力を行う一番基になる「エネルギー基本計画」によって、原発政策の要としての原発や核燃料サイクルの推進をしてきています。2014 年の第 3 回改訂の「エネルギー基本計画」は、可能な限り原発を低減していく、新増設は行わないとしてきました。3 年を経て今回の改定にあたり、産業界から再稼働、原発を推進していく要請が出ており、新増設も織り込まれる危険性が起こってきました。それによっては、上関原発の新規立地が行なわれかねません。

（1）原子力政策・エネルギー政策で原子力発電が推進される社会構造

我が国の原発は、2010 年には 54 基がありました。これほどまで多くなったのは、1953 年に、アメリカのアイゼンハワー大統領が、国連で行った演説「原子力の平和利用（アトムズ・フォー・ピース）」の提言により、始まったのです。

日本は、翌年の 1954 年、当時中曽根康弘通産大臣が、2 億 3500 万円の原子力予算を通し、「札束でホッペをたたく」と揶揄されたように、強引に原子力を推進していくことを契機に、原子力開発が始まったのです。

原子力政策は、1995 年 12 月の原子力基本法の制定によって、大きな支柱を得ることになります。これは、今までも変わっていません。当時の科学者らにより、「原子力三原則／自主、民主、公開」を、なんとか反映させたものに、なってきたのです。しかし、核兵器の持ち込み疑惑、プルトニウムの大量保有とも重なり、骨抜きになってしまうことも、懸念されてきています。

原子力基本法は、「原子力の研究、開発、利用を推進することで，将来のエネルギー資源を確保し、学術進歩、産業の振興を図る」としています。そのために、環境省の外局（3.11 福島原発事故後は、保安院と統合）として、原子力規制委員会を原子力の利用と安全確保を図るために、置くとしているのです。内閣府には、国の施策のために、「原子力委員会」を設置するとしています。

原子力発電は、５重の安全の壁で囲まれていて、事故は絶対起こらないと強調してきました。今回の福島原発事故では、原発は地震・津波により「安全神話」はもろくも崩れ去りましたが、「想定外」だと言い訳をしているありさまです。20ｋｍ圏内の避難立ち入り禁止になったのは、だれの責任なのでしょうか。人は生まれ育った土地で生きているのです。それを奪った原発事故は生存を奪う何ものでもありません。

（2）原子力を司る法律

原子力基本法を受けて、1956 年から原子力の研究、開発及び利用に関する「原子力長期計画」が策定されます。これが、５年ごとに８回改訂されてきており、2000 年まで続きます。

この原子力長期計画は、計画の進展や情勢の変化等を踏まえて、今後 10 年程度の期間を一つの目安とした、新たな計画を策定しょうと、2005 年に「原子力政策大綱」（2005.10.14 閣議決定）に、変更されました。

また、エネルギー政策の大きな方向性を示すことを目的とし、エネルギー政策基本法が自由民主党の議員立法により成立、公布、施行（2002.6.7）されて、今日まで続いています。これには、「安定供給の確保」、「環境への適合」、「市場原理の活用」などの、基本理念が掲げられていますが、原発推進方針に変わりありません。

2009 年の民主党による政権交代によっても、原発を推進する動きは止まりませんでした。逆に産業界の要請を受けて、原発推進、新規建設 14 基構想、海外への原発売り込み、2050 年までに増殖炉 2 基建設と、CO_2 削減と産業活性を、原発産業に見いだそうとした矢先の福島原発事故でした。

福島原発事故により、民進党政権は、「革新的エネルギー戦略」掲げ、2030 年までの原発ゼロを表明しましたが、自民党政権にかわり、2014 年の「エネルギー基本計画」には、極力原発の比率を低減する。新増設は考えていないとしましたが、それを受けて「エネルギーミックス」が閣議決定され、原発比率を 20 ～ 22%に維持するとしてきています。

（3）原子力推進の政策

当初から原発に危惧し、反対する地域や人たちは多く、なかなか建設が進まないので、1970 年代に入り、大規模な国土開発を進める目的で、原発の来る地域には、お金が入るように、田中角栄通産大臣のもと、電源三法と言われる「電源開発促進税」の制定（1974 年）が行われました。電力会社からの電気料金に、1000kwh 当たり 375 円（現在）を徴収して、電源利用対策に 185 円、電源立地対策に 190 円を配分して使用するという仕組みを作ったのです。電源三法交付金として地域対策に、135 万 kw の原発では、運転開始から 10 年間に約 500 億円が、地元の町に下りるようになっています。交付金は、箱ものの建設に使うようにしかなっていないのです。

交付金で地域が豊かになるのだろうか。「神話だった『原発が地域経済に貢献』新潟日報が調査報道で再稼働を検証」によると、原発のある柏崎市は。人口減少が他市よりも激しく、一時的に増えた交付金で建てた施設は、維持管理で財政が厳しくなっている。飲み屋に落ちた金だけで、他の業種は活性化していない。原発作業員も原発が止まっている方が多く、地域にお金が落ちないのは誤解だという。つまり、原発が地域経済に貢献するというのは「神話」だったというのです。島根でも、建物は立派なものが建ってはいますが、町は寂れたという報告を受けています。

（4）2018 年の「エネルギー基本計画」

第４回目の改訂に向けて、昨年から「総合資源エネルギー調査会の基本政策分科会」で、論議が進められています。この分科会には、外部委員として 18 名選任されています。ほとんどが経済界や原発関連の大学教授で構成されていて、原発再稼働や、さらには 2050 年のエネルギー比率を、今の電源構成（エネルギーミックス）の 20～22%原発の比率を維持したり、パリ協定実行の温室効果ガス８０%削減目標は、原発でないと出来ない。そんために廃炉になっていく原発のリプレイスや、新増設が不可欠であるという意見が多いと、聞こえてきます。

そうなると、上関原発の新設が具体的に出てくることになります。それに危惧し、これまで、上関原発に反対してきた４団体（原発に反対する上関町民の会 / 上関原発を建てさせない祝島島民の会 / 原水爆禁止山口県民会議 上関の自然を守る会）は、上関原発の新規立地中止を求める緊急署名を行うことになりました。広島では、上関原発止めよう！広島ネットワーク（共同代表：青木克明・藤井純子・木原省治）も、緊急署名に協力し、皆さんに協力を呼びかけています。署名は、1 次集約を 3 月末、4 月に提出，政府への要請交渉を計画しています。5 月末には最終集約して、新規建設を盛り込まないように活動を広げていきます。皆さんの力で、上関原発計画を中止させましょう。

◆署名送付先：上関原発止めよう！広島ネットワーク事務局
731-5153　広島市佐伯区河内南２－４７－４ 溝田方
なお、Web 署名もあります：http://u0u0.net/lIBg

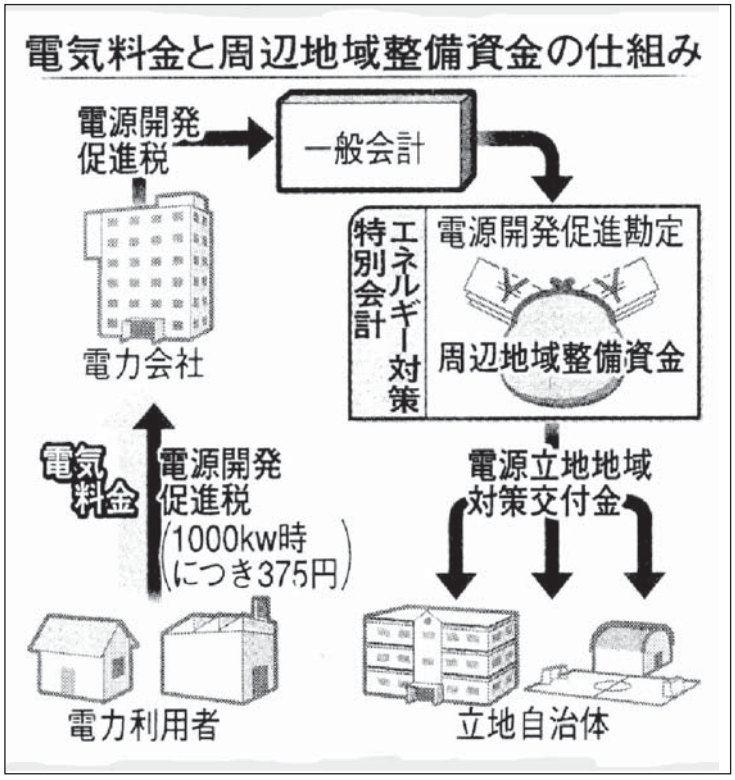

上関原発予定地から海を隔てて４km対岸の祝島の人たち。３６年間、「原発絶対反対」の闘いをしてきた。祝島の人は「これ以上苦しめるな！」と切実な訴えをし、原発白紙撤回を求めている。

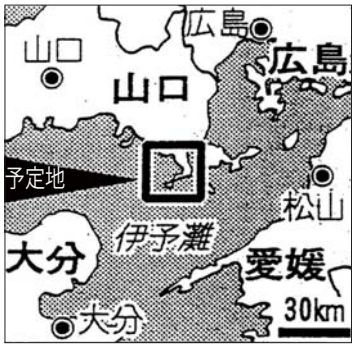

祝島漁協は漁業補償金を受け取らず原発建設に反対してきたが、山口県漁業は祝島支店への補償金配分を協議する部会を強行開催した。祝島はそれも否決し、補償金の受け取りを拒否した。

原発補償の配分案 否決

18/3/27 中国

上関・祝島 漁協組合員 反対再び

中国電力上関原発（山口県上関町）建設計画に伴う漁業補償金を巡り、県漁協祝島支店（同町祝島）への約10億8千万円の配分案を協議する部会が27日、柳井市で開かれ、反対多数で否決した。事実上、補償金の受け取りを拒否した格好で、原発反対の意思をあらためて示した。

部会は、県漁協本店が柳井事業所で開き非公開。出席者によると、採決に先立ち、正組合員1人当たり平均約1700万円の補償額の提示があったという。水揚げ量や組合に加入する期間で金額が異なる。准組合員や支店が預かる金額なども示した。採決は議長を除く正組合員50人のうち、反対27人、賛成23人だった。

補償金を巡っては13年2月、受け取りに応じるか問う無記名投票で賛成が初めて過半数に。しかし、補償金をどう組合員に配分するか協議した15年4月の部会では反対多数で否決した。

本店の村田則嗣監事は「祝島の組合員から求めがあり開いたが、意思決定を尊重する」とした。上関原発を建てさせない祝島島民の会の清水敏保代表は「否決できてよかった。これからも原発計画の白紙撤回を求め続ける」と話した。

部会は開催に必要な祝島支店の5分の1以上の組合員から請求があり本店が招集。原発反対の組合員が山口地裁下関支部に開催禁止を求める仮処分を申請したが却下されていた。

（堀晋也）

自衛隊は今
～改憲と反改憲のせめぎ合いの中で、沖縄で考えていること～

山本英夫（フォトグラファー／名護市在住）

Ⅰ　はじめに

去る１月 26 日、27 日、私は福山市と広島市で「『島嶼防衛』軍事要塞化する沖縄」をテーマとした講演会にお呼びいただいた。広島の講演会後、改憲を巡って「3000 万人署名が進められているが、自衛隊の実態をみないで、条文を追うだけではダメだと私の持論を述べた。それが幸いし、こうして原稿依頼をお受けした。

貴誌に寄稿するのは初めてなので、本稿に係わる範囲で自己紹介をさせていただく。私が戦争と平和を巡る問題に関心をもったのは、70 年安保・ベトナム反戦の時代だった。当時はベトナム戦争の渦中であり、多くの若者が米・日政府に反発し、ベトナム民衆に連帯の心を抱く時代だった。その熱が冷めた後も私は、戦争と平和を巡る問題に関心を持ち続けていた。その背景に、私の幼少時の記憶「傷痍軍人」と「米兵が溢れる横須賀の街」ーがあり、また、父親から聞いた戦時中の軍隊が跋扈する社会はイジメが横行してたと知り、恐怖感があった。

それから時が経ち 1989 年 5 月、私は、「沖縄に行けば安保が見える」との誘いを受け、沖縄に初めて出かけた。確かにその通りだった。私達は、無自覚の裡に沖縄に安保という重石を置いてきてしまったのだ。当事の私の沖縄は「東京の日常」の彼方にあり、東京と沖縄の位相差は断絶したままだった。

この時期は、天皇の代替わりと重なっていた。この重苦しい日々の中で私は、天皇（制）の戦争責任の問題から、この国と人々の戦争に対する『加害と被害』の両面を直視すべきだと考え始めた。お陰で 90 年に広島（8・6）、93 年に長崎（8・9）の地を訪れることができた。そして 91 年 92 年の PKO 法反対の闘いに全力をあげた。93 年は沖縄で天皇の全国植樹祭が開かれ、これに抗する闘いにも参加した。

私が自衛隊に関心を強く持ち出したのは、この頃からだ。自衛隊を追いかけ、「自衛隊」と称する軍隊の実像に迫ろうとした。私が選んだ主たるターゲットは、大型揚陸艦である「おおすみ」型（呉がこの３隻の母港）と、北方機動演習だった。結論は、防衛省は「おおすみ」を輸送艦と称しているが、揚陸艦であり、海外派兵に使用可能だ（04 年イラク派兵に使用）、北海道の現地に北方機動演習を追えば、自衛隊が戦闘作戦を担う軍隊そのものだと、実感せざるをえなかった。９８年～９９年前後のことだ。あれから既に 20 年が経った。

Ⅱ　「９条＋３項」の珍論に触れて

ご承知の通り、安倍政権は 2015 年に立憲主義を踏みにじり、集団的自衛権を合憲化する安全保障法制を強行採決した。そして今、明文改憲に踏み込もうとしている。「9 条＋3 項」論＋緊急事態条項だ。

そもそも今は何時なのだろうか？この国は「戦争をする国、したい国」に転換したのだろうか、これからだろうか。①2013 年 12 月特定秘密保護法公布。②13 年 12 月「14 年防衛計画大綱」閣議決定、④14 年４月武器輸出３原則撤廃（「防衛装備移転３原則」閣議決定）、⑤14 年７月「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」閣議決定。⑥15 年９月安全保障法制強行採決。⑦近年、少なからぬ「国民」が差別・排外主義を充満させている。「日本第一主義」を歴史的反省抜きに豪語する。政権がこうした集団と同一化している。以上、列挙したように、この国は 14 年、15 年に総じて戦争に向かう態勢をつくりあげたと、私は考えている（１４年は自衛隊発足 60 周年）。

それでは、解釈改憲と明文改憲を同居させる意味は何処にあるのか。①お試し改憲だからと、賛成を得やすい、②時代を書き換える（「明治維新 150 年」を打ち出し）明確な象徴として、③対米と対日の憲法解釈を別々に都合よく行なえ、共同演習・作戦の実態を目隠しでき、④解釈改憲は閣議決定と強行採決で融通無碍である。

沖縄に暮らす私には、憲法問題は霞がかかっているようだ。米日安保（日米地位協定）体制が重すぎるのだ。かつて「日本国憲法の下への日本復帰」を唱えた人たちから問い直しの声も殆ど聴こえてこない。今こそ沖縄から発信する憲法論ー反壊憲の筋道が提起されるべきだろう。歴史的断絶を超えて。

Ⅲ　沖縄の自衛隊の過去と今

沖縄に自衛隊が移駐したのは 72 年 5 月。当時の施設数は 3、面積で 166.　１ｈａだった。16 年 3 月、施設数 41、面積 694.　４ｈａに増加した。もっと決定的な変化は、皇軍を想起し反発を受けていた自衛隊が就職先になるなど、市民権を得てしまった。また「防衛協会」が各地に組織され、自衛隊誘致の核になっている。2010 年、那覇基地を中心とする沖縄の陸上自衛隊は、第一混成団（定員：１800 人）から第 15 旅団（2100 人）に格上げされた（一般的な旅団は 4500 人前後）。

写真の提供は全て山本英夫さんです

2010 年末に閣議決定された防衛計画大綱に「島嶼防衛」が体系化された第一歩の組織再編だった。

それ以前の 2002 年に長崎県佐世保市の相浦駐屯地に西部方面普通科連隊が 600 名規模で編成されている。この部隊は「島嶼防衛」を掲げ、米国海兵隊を模した敵前上陸も行なう攻撃的な部隊だ。06 年から米国海兵隊との共同の実動演習を繰り返してきた。そして 13 年秋、陸海空の自衛隊３万人規模の統合演習を沖縄と九州の各地演習場等で行った。想定された戦場の周辺でやったことに私は驚愕させられた。

2016 年の沖縄の陸海空の３自衛隊は 6700 人に増加し、第９航空団の下にＦ－１５戦闘機部隊を２個隊にし、４０機態勢に倍増させた。さらに特筆すべきことは、16 年 3 月 28 日、与那国島に陸自与那国沿岸監視隊（160 名）を新編したことだ。この島の軍事拠点化を皮切りに、石垣島、宮古島、奄美大島（何れも対艦ミサイル部隊と対空ミサイル部隊が機軸）、馬毛島（演習場、事前集積所等）、そして沖縄島にも自衛隊基地が新編され、強化されようとしている。沖縄島のキャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブに陸自水陸機動団が 2000 人規模で新設されようとしており、これが辺野古・大浦湾の自然を壊し強権的に進められている新基地建設の本丸だ（日米共同使用）。先にあげた佐世保の相浦駐屯地の部隊は今春、600 人から 3000 人の水陸機動団に改組され、オスプレイの機動部隊も新編される（当面、木更津基地だが、自衛隊は佐賀空港に固執）。

以上概括してみた。問題は琉球諸島に留まらない。皆さんのこれからを左右しかねない代物だ。部隊再編は全国に及んでいる。有事となれば北海道から九州の８個師団・旅団が即、動員される。その指揮所（3 月 27 日、陸上総隊が創設された）は首都圏にあり、移動手段（民間船の動員も準備）や指揮・命令・通信などの回線も攻撃されかねない。

こうした自動車運搬船も有事には徴用されかねない。
（１７０９０７－宮古島平良港）

島嶼奪還作戦を展示した特殊作戦群
（１６０１１０－習志野駐屯地）

要は「中国脅威論」を掲げ、軍事力が南西域に張り出し、対中戦争が海洋防衛、島嶼防衛を唱えながら、想定されているのだ。それも日本独自の利害に基づく戦争とは言えぬ作戦だ。米国の中国とのヘゲモニー争いを中国の最前線である琉球諸島に押し止める役回りを、日本が主体的に担わされる。「島嶼防衛」と言いながら、いつか来た道が敷かれていく。

Ⅳ　私たちの命を暮らしを軍事力で守れるの？

日本政府は、

①事前配備

②不断の警戒監視

③緊急時の機動展開

④島嶼奪回作戦を準備する

もしも衝突するとすれば、琉球諸島の近海、沿岸、島々であり、その上空だ。こうなってしまえば、島の人々は孤立してしまう。戦場になる前に生活物資が困窮する。また、自衛隊は一時島から離脱するとしているが、島民は避難できない。島民を置き去りにする戦争準備では、島の人々の命と暮らしは守れない。

まして現代の軍事技術は 73 年前と比べようもなく破壊力が巨大化し、指揮・通信能力が著しく迅速・広域化した。逆算すれば、今や一国が独り占めできる時代ではない。何処の国もお互いに分け合う。これしかない。

結語。若し戦火が開かれたら、命が、家屋が、人間が生きている集落が吹き飛ばされる。憲法の条文も弾き飛ばされる。核戦争を経験させられた私達は、人間の英知を磨いていこう。共に、非暴力の共存の哲学を志向していこう。

宮古島平和運動協議会のチラシより

写真の提供は全て山本英夫さんです

与那国島上空から警戒監視に当たる海上自衛隊の
Ｐ－３Ｃ対潜哨戒機（１７０４２２）

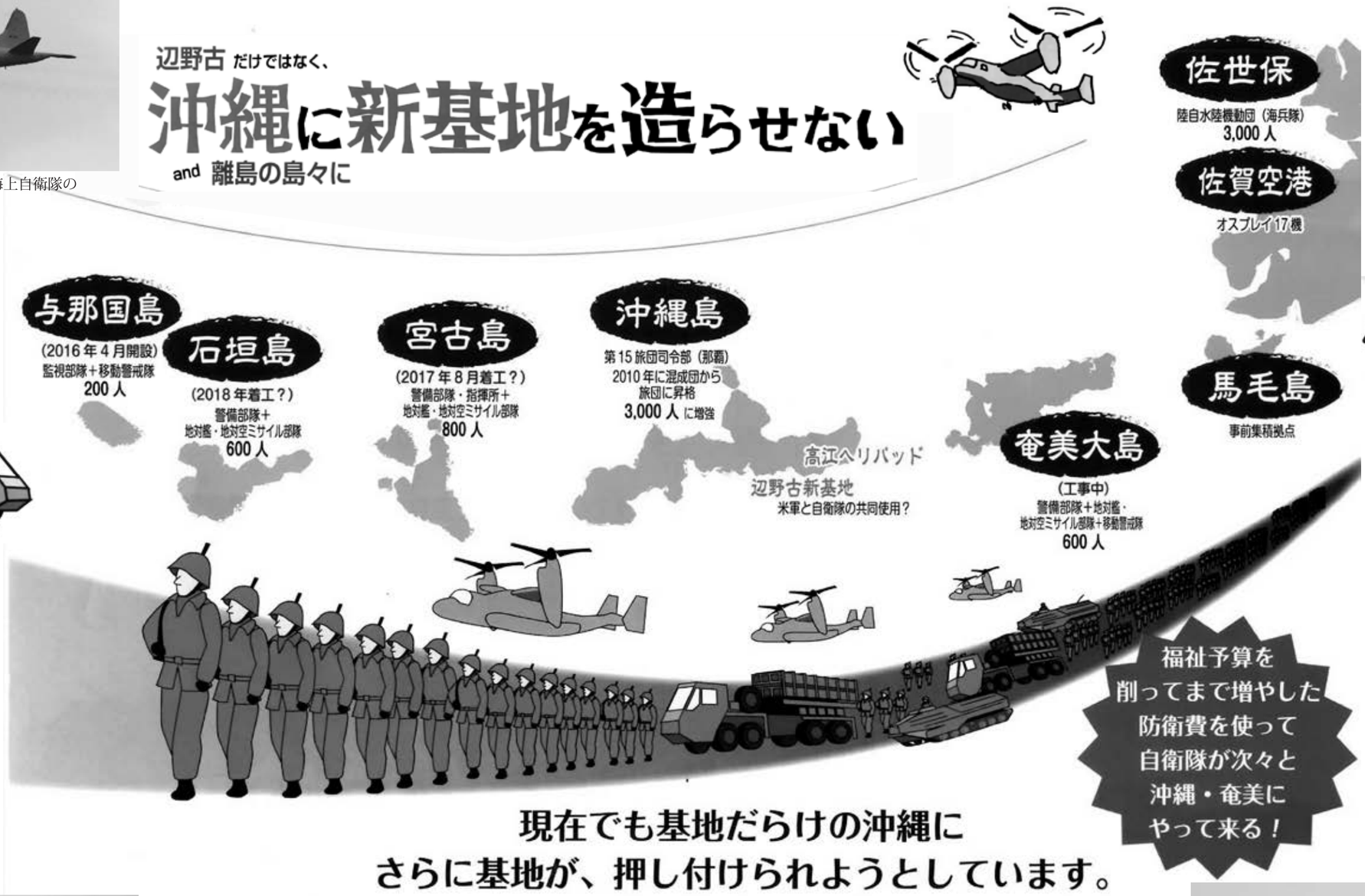

レーダー

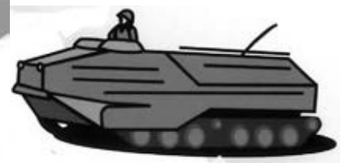

陸自　特赦

現在でも基地だらけの沖縄に
さらに基地が、押し付けられようとしています。

石垣島の基地建設予定地。山に隠れ得る立地。
（１７０８１５－石垣島平得・大俣）

緊急着陸した米国海兵隊オスプレイは何処で何を
していたか？（１７０９３０－石垣空港）

宮古島第５３警戒隊に新設された最新式の対空
レーダー（１７０７３１－宮古島野原）

巨大な弾薬庫と追い出された馬たち。
（１６０３２９－与那国沿岸監視隊前）

小学校「特別の教科　道徳」教科書を読む

山川　滋（教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま）

1　安倍政権の政治「道徳」は腐敗している！

政治道徳が腐敗している安倍政権が作った「特別の教科　道徳」はろくでもないものであることは間違いない。文部科学省の官僚たちは、自らの「道徳」を失っている。なぜならば、安倍政権が無理矢理に教科にした「道徳」の本来の目的は、政権に従順な小国民を作るための精神改造装置だからである。そのことが分かっていながら、官僚たちは政治による不当な支配を拒まず、不道徳な「特別の教科　道徳」を作り実施したのだ。腐敗した、不道徳な安倍政権による「教育の不当な支配」が日本の教育を蝕んでいる。

2　金子兜太の渾身のスローガン「安倍政治を許さない！」を体現している前川喜平・元文科省事務次官のメッセージが私たちを勇気づける

【前川喜平講演から抜粋】

道徳の教科化について、私が言いたいのは現場でやりたいようにやってくれということです。その際に依るべきものは自由、平等、基本的人権、平和主義、民主主義、国民主権という憲法に示されている価値についてしっかりと教育する。さらにはその根底にある個人の尊厳であり、人と生き、人と一緒に社会をつくっていくうえで大事な人権教育、平和教育、あるいは主権者教育を道徳という時間の中で思う存分にやっていただきたい。

道徳の教科書を見ると、憲法の性格からおかしなことが書かれています。祖父母を敬愛するといわれても、父母だから祖父母だからといって無条件に敬愛できるものではありません。とんでもない親も、祖父母もいます。親よりもずっと親身になって考えてくれる人も世の中にはいるわけで、これは教育勅語につながる忠孝の教えをそのまま持ち込んでいるものです。

親だからって敬う必要があるのか？愛国心って必要だろうか？という理念的な精神を持ちながら扱うのであれば、道徳の教科書を使います。

私は憲法的立場をはみ出しているものについては、国が強制する権限はないと思っています。道徳的価値は、本来的には民間、官民の間に育てられている。しかも民間のなかにある伝統的な道徳の中には反憲法的なものがある。だから公教育は反憲法的な道徳を否定することから始めなければいけない。親が子どもに「差別はいいんだ」とすりこもうとしても、「あんたの親が言っていることは憲法に反している間違ったことだ」と教えるのが公教育です。

3　「考えさせず議論させない」小学校道徳の教科書

小学校道徳の出版社は 8 社（教育出版　東京書籍　日本文教出版　学校図書　学研教育みらい　廣済堂あかつき　光村出版　教育出版）で、そのうち 3 社は別冊を出しているので、66 冊の教科書と別冊が発行されたので、全てを読むことは非常に難しい。しかし、教科書問題を考える全国の市民ネットワークで手分けして読んだところ、全てを網羅してはいないが、いくつかの問題が浮かび上がってきた。おおざっぱに言えば次のようなことである。どれにも共通することは文科省自らがアピールした「考え議論する道徳」ではなく、子どもはこうあるべきだということを強制する「考えさせず議論させない」道徳教科書があまりにも多いということだ。その一部の例を挙げる。

- 自己犠牲＝美徳を強制する・・・「ひさの星」「すり切れたわらじ」「美しい空の勇者」「手品師」「おかあさんのせいきゅうしょ／ブラッドレーのせいきゅうしょ」「幸福の王子」「手品師」
- 上意下達の無批判な強制・・・「東京オリンピックー国歌にこめられた思い」「星野君の二塁打」「イエローカード」「米百俵」
- 「思いやり」の強制・・・「一本のロープ」「おばあさんの新聞」「作業服のノーベル賞」「フィンガーボール／生きた礼ぎ」
- 科学性、生物の自然法則の不適切な擬人化を使った規範意識の強制・・・「カボチャのつる」「百羽のツル」
- 明治維新の人物の美化・・・西郷隆盛　吉田松陰　坂本龍馬　岩崎弥太郎　勝海舟　桂小五郎
- 歴史的事実の歪曲・・・「杉原千畝（関連教材）」
- 伝統、文化の強制（徳目のこじつけ）・・・「にちようびのさんぽみち（パン屋→和菓子屋）」「大すき　わたしたちの　町（アスレチック→和楽器屋）」
- 政治家の宣伝の押しつけ・・・「下町ボブスレー　町工場のちょう戦（安倍首相）」「一人はみんなのために（野田・東大阪市長）
- 高齢者への感謝の押しつけ（徳目のこじつけ）・・・「消防団のおじいさん」（おじさん→おじいさん）
- 伝統・文化・皇室・天皇制・日本の美化と刷り込み・・・「小石丸がつなぐ千年の糸」「人間を作る道ー剣道」

などなど、多数ある。

4　『人権を大切にする道徳教育研究会』のウェブサイト「道徳教科書／もうひとつの指導案ーここが問題・こうしてみたら？」

私たちは全国の教科書問題を考える市民のネットワークで『人権を大切にする道徳教育研究会』を立ち上げてウェブサイト「道徳教科書／もうひとつの指導案ーここが問題・こうしてみたら？」の開設準備をしている。

＜なぜ、「もうひとつの指導案」が必要なのか？＞

道徳学習指導要領が定めた 22 の徳目（内容項目）の多くは戦前の「修身」教育で示されていたものと共通している。発行されている 8 社の教科書には具体的な人権問題にかかわる教材が極めて少ない。他方で、「自己犠牲」「公共の精神」の大切さ、「公」（集団や国家）が優先され、民主主義社会の基礎である「個の尊重」が軽視されている。「伝統文化」「愛国心」にかかわる教材で「日本のすばらしさ」「日本人の優秀さ」が強調されている。そのため、外国や外国人に対する優越感や排外意識を身につけてしまう恐れがある。

このような教科書を使えば「個」より「全体」、「多様性」より「一元的価値」、「共生」より「排他」という偏った考えに陥ってしまう恐れ

がある。その結果「いじめ」や「差別」を助長することにもなりかねない。また、最初から目指す答えが明らかであるかのような教材、一つの答えを誘導しているかのような教材など、道徳の命である「考え、議論する」教材としてふさわしくないと思われるものも散見する。

そこで私たちは、道徳教科書を使いつつも、それぞれの教材の問題点を明らかにするとともに、その問題点を最小化し、子どもたちがより豊かに考えを深めることのできるような授業展開の方法を研究し、このウェブサイトに提示したいと考えた。

＜私たちの「もうひとつの指導案」の特徴＞

私たちは“人権・平和・共生”を大切にして、議論し、共に主権者として育つ道徳教育をめざす。学習指導要領では「考え、議論する道徳」を推奨し、文部科学省は「教科書に限らず広く教材を使用して欲しい」「指導方法を抑制的に考える必要はない」と示していることを踏まえて、教員それぞれが工夫する余地がある。

「もうひとつの指導案」では、教材の問題点を明らかにした上で改善のヒントを提案し、必要に応じて補充資料を紹介しており、通常のような細かな授業案にはしていない。

また、「評価」は「徳目」のものさしによってではなく、子どもたちが真剣に考えたことそのものへの「評価」であるべきだと考え、「評価」の具体例を示す欄も設けていない。これは教材に示された「徳目」にそって評価することによって、結局は一定の結論に導くような誘導的な授業になることを防ぐためだ。

今後、当ウェブサイト（HP）が開設され次第 ML などでお知らせする。

5　問題のある道徳教材の例

(1) 教材名『ひさの星』

（出典　斎藤隆介：作　岩崎ちひろ：絵）
（学校図書 4 年「心の美しさ（D 感動・畏敬の念）」）
（東書 5 年「美しい真心の尊さ（D　感動・畏敬の念）」）

【教材要旨】ひさは自己主張をしない無口な子。川に落ちた幼い子を助けるため、ひさは濁流に飛び込む。子どもは助かったがひさは命を落とす。翌日から輝き始めた青白い星を見て村の人々は「ひさの星が出てる」と言い合う。

【道徳教材としての問題点】本学習で、この作品をひさの心を「心の美しさ」「美しい真心の尊さ」という徳目（D　感動・畏敬の念）の方向に誘導して読ませることは、作品の本来の価値を歪めるとともに、「自己犠牲を美しく気高いもの」として読ませることに導くことになる。人命と人権を大切にすることを中心に多面的多角的に考え議論する授業にする必要がある。

(2) 教材名『かぼちゃのつる』

（出典　大藏宏之：作　小倉正巳）
（全８社で「A 節度・節制」教材として採用されている）

【教材要旨】かぼちゃ畑のかぼちゃはぐんぐんつるを伸ばし、となりのスイカ畑まで伸びようとしていたとき、ミツバチやチョウチョが道の方へ伸びたらいけないと注意をしたが、「かまうもんか」と注意を聞かず伸びたために車にひかれてつるがちぎれてしまった。

【道徳教材としての問題点】かぼちゃのつるが伸びるのは自然現象であるのに、擬人化の表現として「かぼちゃ」を「わがまま」と価値規定することには無理がある。この教材から感じたり、思ったり、考えたりすることは、一人一人違う。どうしてかぼちゃのつるはこんなふうに思うようになったのだろうか、かぼちゃのつるには不満があるのではないか、つるはおひさまに向かって伸びるから仕方がない、農家の人が早く伸びる方向を直してあげればいいのに、などのいろいろな思いや考えを出し合うことが多面的多角的に考え議論する道徳になる。

(3) 教材名『「人間を作る道－剣道」

（出典　文科省「私たちの道徳」小学校 5,6 年生）
（学校図書 6 年「礼儀（B 他の人との関わり」）
（日文 6 年「礼ぎの正しさ（B 他の人との関わり」）

【教材要旨】剣道を始めて 3 年目の主人公はいろいろなきまり、特に礼をたたき込まれた。初めての試合で負けたときの主人公の態度を先生は怒り、「礼は日本人が昔から大切にしてきた相手を思いやる態度だ。」と教えた。

【道徳教材としての問題点】剣道を教える人は子どもに「礼」が大切な理由を指導しておくべきであった。意味も分からずに「礼」を強制することが大切だとの話の展開になっている。「どのような状況でも『相手を敬い』『尊重する』・・・これは日本人が昔から大切にしてきた相手を思いやる精神です」は根拠のない日本人論である。ヘイトスピーチの裏返しである。日本人ではない人は「相手を敬わない」「尊重しない」「〇〇人は〇〇だ！」など、人種差別の考え方を肯定する教材になる恐れがある。クラスにいる他国籍の生徒は、自分は日本人ではないから「思いやりなどを受け継いでいない」と自己否定させる恐れがある。外国の民族の「思いやり」や「尊重」の仕方もあることを知らせ、この教材について多面的多角的に考え議論ができる授業にする必要がある。

紛争地から見える 9 条の価値
～軍隊を持たないからこそ信頼されてきた日本～

谷山博史（日本国際ボランティアセンター代表理事）

（講演は本誌編集部が要約しました。責任は全て編集部にあります）

海外紛争現場での国際協力活動から

私は 32 年間、NGO の世界で働き、そのうちの 12 年間は海外の現場に駐在しました。20 代の後半に、タイ、カンボジア国境のカンボジア難民キャンプ、当時まだカンボジア紛争、内戦のさなかであった地域での活動を振り出しに、ラオスに 3 年半、カンボジア紛争が和平協定によって終結し PKO が派遣されたカンボジア国内、最後はアフガニスタンに 4 年半ほど、ちょうどその時も、多国籍軍やアメリカ軍の軍事活動を目の当たりにしながら駐在してきた経験を持っています。なぜか私が行く現場は、紛争、戦争の現場あるいはそれに近い現場で、PKO や多国籍軍、外国軍が展開している地域が多く、紛争・戦争の現実を実感を持って感じており、いま日本で進んでいる安保法制とその運用、さらにそれをもとにした改憲の動きに対してとても深刻・危険な事態と捉えており、そのことをなるべく海外の現場での見聞をもって皆さんに訴えていくことを私のひとつの使命・仕事にしています。本当の仕事は地域開発や人道支援など海外での国際協力をしていて、東京では、海外の現場のスタッフたちを支えるためにお金集めをするのが私の本来の活動ですが、2014 年の内閣による集団的自衛権の行使容認を含む自衛隊の活動の大幅な容認を認める閣議決定以来、危機感を持ってこの 2,3 年間に 100 回近く全国各地で話をさせていただいています。

南スーダンとアフガニスタンで実感した 9 条の価値と直面する危険性

今日のお話は、大きく分けて、日本にとって、世界にとっての 9 条の価値とこの大事な 9 条がいま壊されつつあることが海外の現場で起こっていること、その現場としての南スーダンとアフガニスタンの話を事例としてお話しします。その上で、9 条を核とする平和憲法をもつ日本に、何ができるのか、平和憲法をどういう風に生かしていったらいいのかというお話をし、最後に問題提起の形で、平和憲法を実質化するために私たちはどういう課題を持っているのかという点にも触れます。

日本国際ボランティアセンター（JVC）は

JVC は今から 38 年前に設立された民間の国際協力団体で、インドシナ紛争のときに大量に流出したカンボジア、ラオス、ベトナムからの難民を支援するために若者たちが現場に駆けつけて、現地の人たちと一緒に立ち上げました。その後、アフリカ、中近東、東アジアなどに活動を展開してきて今現在はアジア、アフリカ、中近東、中東、10 カ国から、東日本大震災の被災現場である気仙沼と南相馬で活動しています。活動の柱は、とにかく現地に行って、そこで困難な状況にある人たちを支える、一緒に問題解決をするという直接支援の活動であり、同時に、それらの人たちがなぜその困難な状況に置かれているのかという原因を分析し、その原因である政策面での改善・変更を働きかけるアドボカシー活動といわれる政策提言活動の両面にわたって活動しています。

活動地の国では、農村地域に入って、息の長い地域自立の活動をする地域開発の活動と、生命と人間の尊厳を守るという人道支援の活動の、大きく二つのカテゴリーに分けています。二つの状況は連関していることが多く、地域開発の活動では、カンボジア、ラオス、南アフリカ、タイなど。人道支援、緊急人道支援の活動は、アフガニスタン、パレスチナ、イラク、スーダン、南スーダンです。そして紛争地ではないが、今後紛争地になるかも知れない地域と友好関係を築き、紛争を少しでも食い止める、相互理解を進めるという意味の交流活動等も北朝鮮と 20 年近く行っています。

9 条の力

9 条を核とする日本の平和憲法とは、日本が戦争に巻き込まれないという意味でとても重要な歯止めになっていますが、それだけではなく世界的な意味での価値をもっています。今、世界を見ると、国益偏重の覇権主義がはびこり、軍事化が進んでいます。そして世界中で市民活動に対する規制が強まっています。これを私たちは市民社会スペースが狭まっているといいますが、かなり深刻な状態です。さらに地域紛争の頻発化や「対テロ」戦争の蔓延が世界を覆っている。そんな中で日本の平和憲法は、ひとつの希望です。ただ理念だけの希望ではなく、それを本当に実践する、現実化する上でのひとつの指針になると感じています。

9 条存亡の時に国際協力団体のすべきこと

日本の平和憲法が、危機に直面している今、私たちのような国際協力団体がすべきことは、一つは、安保法制あるいはその運用の改変に突き進もうとしている政府の政策や実際の政治行為の間違いを明らかにすることです。ファクト事実をもって、言うべきことをいう中で、その言動あるいは政策を否定し、代案を出すことです。もう一つは、憲法の持つ価値を海外の人たちがどう見ているかをリアリティをもって、日本の中でも、政治家にも、普通の人たちにも伝えていくということです。

南スーダン

アフリカの北東部の内陸国でもとはスーダン共和国の南部地域でしたが、半世紀近くにわたって、北部のアラブ系の政府と南部のキリスト教が大多数を占める住民との間で内戦が続きました。2011 年には南部が独立し新しい国家としてスタートしました。長い戦争の後、独立を達成した世界でもっとも新しい国として世界中から祝福をよせられた。その南スーダンが、再び紛争に苦しむ国家になった。2013 年に政府が分裂して内戦が始まりました。2016 年の 7 月にも二つの政府の勢力、大統領派と第 1 副大統領派の勢力の間で、大規模な戦闘が起こり大統領派が副大統領派を追い出すという事態になった。南スーダン第 1 の民族と第 2 の民族の二つの勢力が正面衝突した。大統領派からは、すさまじい物量の人員、重火器を動員した攻撃が副大統領派にあり、一方、副大統領派もそれに抗戦するという意味では、かなり重火器を用意して抗戦したのです。。

16 年の武力紛争の前、内戦のスーダンは国際的な働きかけによって紛争当事者の間に和平合意が達成されましたが、その和平合意の規定の中に、首都ジュバの非武装化というのがありました。国際社会の監視はなされていなかったのでしょうか。戦闘のあとには死体の山が散乱していたといいます。戦闘が終わった後、略奪や住民への襲撃がジュバの中で頻発しました。日本政府は 300 人あまりが亡くなったというが、そんな数字ではない。私たちは難民キャンプに避難民や現地の住民の人たちに食料や医療品の支援をしました。私たちが支援した避難民は武装勢力によって村が襲われました。襲ったのは 3 万頭の牛を北部から連れてきて放牧した遊牧民で、その牛の飼い主は実は国防大臣だった。結局、焼き討ちされている地域というのは、肥沃な地域なのです。

自衛隊の南スーダン派遣

こんな状況のなか、11 月に政府は安保法制の始めての運用である自衛隊の新任務の付与を、南スーダン派遣 PKO に対して閣議決定で行いました。このとき、日本政府は現地での紛争状況を赤裸々に語った自衛隊の日報は廃棄されたとしていました。そこには、私たちが調査したことと同じことが載っていた。政府は、紛争状態ではなく発砲事件や衝突だといって、言葉で現実を捻じ曲げ、「統一政府は瓦解していない」という。実は和平合意の後に瓦解した。和平合意は国際的枠組みの中で行われたので、国際的な紛争当事者が交渉主体。そこが再び対立し軍事衝突したら、これは紛争なのです。紛争当事者に対して、武器を向けたら憲法違反です。日本政府の説明に対して私たちは、統一政府は瓦解していると反論しました。両者の和平合意も崩壊した。そういう状況の中では PKO5 原則は満たされていない。そして元副大統領派は一定の領域を支配し武装勢力として紛争当事者である。彼らは、武力攻撃の意志を表明しているという切迫した事態になっている。自衛隊が駆けつけ警護を実行した場合、どういうことが起こるか。武装勢力に拉致された人を、日本人でも、武器を携えて救出にいくのは現実的に不可能です。技術的に不可能ではなくて、法律的に不可能です。もし本当に武器を持って救出する場合には、交戦があり、殺し殺されるという事態を想定する。そして、そのことが認められている軍隊でなければできません。実際に実行できるのは歩兵部隊です。自衛隊は「警告射撃」をするという。しかしそうすれば向うは必ず撃ち返してくる。そこに交戦が成立する。交戦状態になれば、人質は死ぬ確率がきわめて高い。

相手が政府軍だった場合に、撃ってしまったら大変です。政府軍を支持している住民の間に大変な反感を引き起すでしょう。PKO そのものが政府の敵対者として扱われ、危険な状態に陥るかもしれません。それが現実に起こったのがソマリアでしたた。こういう状態の中で、こちらから危害射撃をしたら、群衆は暴徒化する。これで交戦状態になり、その中に住民もいるから、大変な反感を買う。その反感は PKO だけでなく、日本人に向けられ、私たち日本の NGO は困難な事態に陥る。南スーダンの問題は、一つには石油と土地資源の問題が大きく影響している。南スーダンの国家財政はほとんどが石油によって賄われている。また南スーダンの土地は、多くが収奪の対象になっている。紛争の問題と支援の問題、その背景には海外の商取引関係がある。自衛隊など派遣している状況にはない。日本がやるべきことは、全く違うことです。

日本政府のすべきこと

ともかく今南スーダンは人道危機です。国民の半分が食料不足に直面し、3 分の 1 が避難民、あるいは難民になっている。そういう状態の中で、とにかくまず人道支援が必要です。そして紛争地域なので、人道支援にアクセスできるような環境を作る必要があります。武装勢力同士が対立しているところでは、非武装地帯をつくる。住民に支援が届けられるようにしなければいけない。対話のプロセスを後押しするのが日本のできる本当の役割です。これをやらないで、軍隊を派遣してはいけないのです。

アフガニスタンと安保法制

2001 年 9 月 11 日にニューヨークとワシントンでの同時多発襲撃事件が発生し、アメリカ大統領が報復戦争を始めました。この事件はアルカイーダのウサマ・ビン・ラディンが首謀者ということで、10 月 8 日、アメリカは個別的自衛権の発動だとしてアフガニスタンへの攻撃を始めたのです。そして、世界に向かってテロの側につくか、アメリカ側につくか、の選択肢を迫った。このときはイギリスなどの同盟国は集団的自衛権を使った。このとき派遣された軍隊は闘う軍隊です。対テロの軍隊です。攻撃の 2 ヶ月後、主要な戦闘が終わりました。当時、実効支配していた政府、タリバーン政権は地方に逃走し霧散したのです。11 月ボンで会議があり、ボン協定が結ばれました。この協定に基づいて国連が議決をして、国際的な努力によって、アフガニスタンが復興の道筋が敷かれました。アフガニスタン政府の治安を側面から支援するということで派遣されたのが多国籍軍である国際治安支援部隊（ISAF）です。アメリカが、対テロ戦争だといって、派遣した軍隊は OEF という戦闘部隊、戦争するための部隊。国連の議決に基づいて編成され、権限を委託されて構成された多国籍軍 ISAF は闘うための軍隊ではなくて、治安を支援するための、しかもアフガニスタン政府を支援するための軍隊。目的も指揮系統も違う。この二つの外国軍

が同時にアフガニスタンに展開しました。

日本政府は、この二つの軍隊に対して、どういう対応をしたか。アメリカの自衛権の発動としての軍隊に対しては、集団的自衛権は行使できないということがまだあったので、特別な措置として、時限法を作って、自衛隊を後方支援のために送った。アフガニスタン本土に上陸しませんでしたが、OEF が展開しているインド洋において、アメリカに対して、給油、給水、情報支援を行う支援活動をしました。同時に、今の国連議決による多国籍軍に対する呼びかけには自衛隊は派遣してない。なぜか。まだそのときは政府に理性があった。しかし、安保法制が通った後はそうはいかない。場合によっては、アメリカの自衛権の行使を盾に迫られたら、武力行使までいかなくとも本土まで踏み込んで後方支援にいくかもしれない。あるいは国連の議決によって多国籍軍参加を迫られたら、断れない。なぜなら、憲法解釈の変更によって、紛争地には自衛隊は派遣してはいけないと定められているが、「現に紛争が行われてない地域」ならば紛争地のアフガニスタンでも派遣されることになります。そうするとどういうことになるか。たとえば国連議決しての多国籍軍であればいいのでは、というかもしれません。しかし実際は多国籍軍と米主体の対テロ戦闘部隊との境は曖昧になってきました。2006 年には突然、ISAF 国際治安部隊とアメリカの不朽の自由の作戦の部隊が統合され指揮権が一体化した。そうすると、戦闘のための軍隊なのか、復興支援のための軍隊なのか分からなくなります。ましてや、アフガニスタンの住民には、全く見分けがつかず、アメリカに殺された家族がいる人には国連のお墨付きを受けた多国籍軍にも反感をもち、攻撃の対象にするということが起こってくる。実際に起こってきた。ISAF の外国軍の死亡者がどんどん増え、併せて 2000 人以上が亡くなる。そして、日本の立場はアフガニスタン本土には自衛隊を派遣していない。先進国のほとんどの国が何らかの形で軍隊を派遣している。アフガンの人たちにとっては、日本はきわめて特殊に見える。彼らにとって、軍隊を派遣する外国というのは平和支援といいながら、政治的な目論見があると見て取るのです。紛争に苦しんできた人たちの知恵ですね。結局アフガニスタンは 2006 年ごろから内戦状態に陥りました。2001 年の 11 月以降 3 ヵ月は、タリバーン政権はチリジリばらばらになってしまったから、真空状態と同じで一定の安定、平和があった。その後復活してきました。2006 年 1 年では、ほぼ政府軍と互角に対峙するに近い状態が各地で発生しています。

米軍による誤爆

そんな中で 2008 年、米軍がタリバーンが潜んでいるという情報をえてイランに近いアイザバードという村に大規模な空爆を行い村をほぼ壊滅させるということがありました。これは後で、アフガニスタンの国会の調査団が行き、誤爆だったという報告をしています。当時の大統領は、この空爆で米軍を非難しています。これに対してアメリカは、いや、これは対テロ戦争であり、タリバーンをやっつけたという。私たちの活動地の隣の地域のハシカミ村でも米軍が空爆を行ない、住民 38 人が犠牲になるということがありました。これも完全な誤爆でした。なぜ私がそんなことをいえるかというと、死んだ人の中にうちの診療所のスタッフの N 医師の従兄弟がいて、N 医師によると自分たちの親戚が結婚式で集まっているところに爆弾を落とされたと話したからです。これに対してさすがに、国際社会も特に赤十字国際委員会も調査に動きました。そしてこれは誤爆であると発表しましたが、それでもアメリカは、違う、正しい空爆だ、タリバーンをやったのだ、とい言い張る。こういうことが日常茶飯でした。JVC が被害にあったのはこれ以外にも多くあります。別の医者の母親がやはり米軍に銃撃されました。胸と腹に 3 発の銃弾をうけたのです。私はこれに抗議するために、カブールまで行って米軍と交渉した。このことは、沖縄で起こっていることと、全く同じことです。米軍は非を認めません。住民は、常に危険のもとにいるわけです。沖縄がアフガニスタンに似ているのか、アフガニスタンが沖縄に似ているのかです。人権なんかない。沖縄の現状はこれとおなじです。沖縄の状況を研究しながら地位協定を作っているのではないかと思われるくらいです。こういう形で、憎しみとうらみ、復讐というのがアフガニスタンを覆っている。「テロリスト」だけが悪いわけではないのです。

アフガニスタンから学ぶこと

アフガニスタンの現状から、私たちは本当に多くのことを学んでいます。その紛争を現場で学ぶということに関しては、今回展示即売している本の一つ『積極的平和主義は紛争地になにをもたらすのか—NGO からの警鐘』につぶさに書いてあります。紛争地ということにおいて、アフガニスタン、スーダン、南スーダン、そしてイラクの例など、現場からのファクトをもとにした議論を展開している。かいつまんでいうと、アフガニスタンでの戦争は、いわゆる対テロ戦争、現代の戦争の特徴として、長い戦争だということ。今の戦争は長い。終わらない。主要な戦闘はすぐ終わる。アフガニスタンもイラクも 3 ヶ月で終わった。それからが長い。それからの被害が大きい。もう一つの特徴は、住民の中で闘われる戦争だということ。前線の部隊ではなくて、住民のなかで行われる戦争です。これは対テロ戦争の特徴です。

アフガニスタン和平に向けた日本への期待

アフガニスタンは対話と和平しか解決の方法はないと、多くのアフガニスタン人は思っている。しかし、和平のテーブルを作りそれを後押しし、実際の既成事実を積み上げていくというイニシアティブが今ない。政府とタリバーンが交渉しろといっても、間に立つ仲介者が本当の意味で中立で意志を持ってやらない限り、まとまらない。アフガニスタンでは、そういったことは日本にしかできないといわれている。自衛隊による協力ではなく、包括的な和平に向けた日本の政治的なイニシアティブを発揮すべきという期待について、地域レベルでの対話と国際的な対話を同時に進めるべきだと JVC は 2007 年の提言に書きました。日本にしかできないことですが、ほんとにアメリカを説得する気になれば、日本はできる。カンボジアのときは、カンボジアは歴史的に稀なぐらい、ポルポトを含めて、紛争当事者の 4 者が、テーブルに着いて、パリ和平協定に調印した。そのときに、アメリカはポルポトを参加させることをずっと否定していたのに根回しで撤回させたのは日本だったといわれています。

紛争の原因としての資源収奪の問題

紛争の裏には資源があるという話をしました私たちは、憲法9 条の価値をまもりたいと思っている。しかし、本当に憲法 9 条の価値を活かすためには、憲法 9 条を実質化するということが必要になってきます。実質化すること一つには、米軍基地をどうなくするかということがある。また、なぜ自衛隊をそんなに海外へ展開したいのかその理由をなくすことも必要です。その理由のひとつに資源がある。石油、土地、食料、鉱物、いまアフリカが注目を集めていますが、その中で、私たちは土地と食料に注目しています。

世界中で土地収奪が激化しています。いわゆる農民の土地を地元の有力者あるいは政府、あるいは海外の投資家、アグリビジネスが、実質的に奪ってしまう。その背景には資源の枯渇がある。土地そのものが不足してきている。食の需要の変化や気候変動によって、農業が不安定になっている。そして同時に、自国で食料を自給できないところが海外へどんどん行って、食料の供給基地を作る、それが競争になっている。土地収奪関連の紛争事件として発生した数を追ったグラフによると 10 年前に比べて 10 倍に増えている。そして 2016 年は土地収奪に伴う事件・案件で、農民の立場に立って活動した活動家がもっとも多く殺された年です。土地を収奪する国と収奪される国では日本は収奪する国に入ります。される国はアフリカが多く食料の栄養不良人口が最も多い。この食料・土地収奪が、食の安全保障という国際的な取り組みの中で、行われている。こうした貧しい人たちに対して、食糧を支援できるような国際的協力をしましょうというような議論になってしまっている。その前に、収奪をやめろと私たちは主張します。収奪されている人たちの国が一番土地を奪われ、食料が足りなくなってきているが、彼らの地域で食料が自給できるようになればいいのです。それを奪ってから支援するというのは筋違いです。

資源の枯渇と紛争

アメリカの情報機関である国家情報会議が出したレポートによると 2025 年までに世界はエネルギー枯渇と食料不足の回避を迫られ、競争・紛争や対応困難な課題の連鎖反応が起こると予測しています。食糧・土地が足りなくなった場合、どうしたら確保できるか。方法は二つしかない。戦争して奪うか。声無き声しか持っていない弱い農民から奪うか。この問題と安保法制がつながって来てしまうのです。食料を海外に依存するようになった場合に、当然それに対する安全保障として、生命線を守るために、自衛隊が展開できる必要があり、かつ、相手国政府が不穏分子として弾圧した場合、これは治安維持のための支援だという名目で、自衛隊が協力できる可能性がでてくるということです。PKO、国際平和支援法、集団的自衛権の行使のいずれでもなく、治安支援として自衛隊を派遣して国および国に順ずる組織でない団体に対して、武器を用いることが今回は安保法制の中に組み込まれている。これが具体的にどう運用されるかというのは、資源の問題と相手政府との関係の中でどういう軍事協力の関係を結ぶか、ウォッチしていかないと危険な状態です。

紛争を予防するための私たちの活動

その中で私たちができることは、まずは反対すること、反対の意思表示に参加できる場を作ることです。NGO が広く団体として、個人として、特に若い人たちが参加できる場として「NGO 非戦ネット」を立上げました。この本「非戦・対話・NGO」は NGO 非戦ネットのメンバーで、非戦の価値、対話価値を若者人たちに伝えるため出版しました。広島の渡部朋子さんも執筆しています。自分たちが、どうして非戦の活動を信念をもってするようになったかという自分史を掘下げながら、自分の思想と実践の可能性というもの、わかりやすく、各執筆者各々の活動領域で書いています。

私たちは秘密保護法 NGO アクションネットワークも立ち上げました。もし NGO が検挙された場合は、みなが総力を挙げて助けるために、全国で 400 人以上の弁護士が参加する秘密保護法対策弁護団と提携しています。何かあったら助け合う、何かあったらやるぞ、ということを見せないと、政府が何をしてくるか分からないからです。

いま市民社会が規制されたり、情報へのアクセスが難しくなったりしているので、それに対抗できるように、名前を変えて、新たなスタートを切ることにしました。市民社会スペース NGO アクションネットワークがそれです。イラク戦争を検証するネットワーク組織を設立したりや、イラク戦争検証委員会を設立したりもしています。ネットワークを使ってやる市民運動がある一方、くらしのあり方を考えるという姿勢にも方向転換しなければいけない時期に来ています。一気に進まないでしょう。でも、平和問題と地域が自立していく、地域同士が提携・連携していきながら、消費者と生産者が提携していく流れはこれからも進んで行くことになるでしょう。

「積極的平和主義」は
紛争地に何をもたらすか？
谷山博史著
合同出版

「非戦・対話・NGO」
非戦ネット 12 人による
なまの証言集
新評論

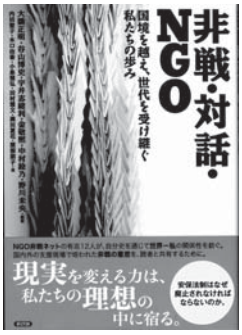

第九条の会ヒロシマ総会 2018 年報告

3 月 21 日、第九条の会ヒロシマ総会を行いました。17 年度の活動報告と 18 年度の活動方針、活動予定を承認して頂きました。今の一番の仕事は 18 年に改憲発議をさせないことです。2 月 18 日、安倍 9 条改憲 NO ！憲法を生かす 3000 万人署名意見広告を中国新聞に掲載しました。（同封） 今年度 2 回目の意見広告でしたが、皆さまのお陰でぎりぎり赤字にならず掲載することが出来ました。意見広告を見て 80 人を越える方々が署名部分を切り取り署名をして送ってくださいました。また 20 数人の方から電話やメールで署名用紙を送ってほしいと連絡があり 10 枚、20 枚、中には 50 枚と送らせて頂きました。「自分にも出来ることがあってよかった」と手紙が添えてあり、取り組んでよかったです。

今年も 5 月 3 日の市民シール投票や 8.6 新聞意見広告で、市民に直接、声を届けていきます。またヒロシマ総がかりや、全国的なネットワークにも積極的に参加し、思いを同じくする人々とつながりながら活動することを確認しました。

総会のあと、26 周年記念講演会を行いました。冷たい雨にもかかわらず、約 100 人の方々が参加してくださいました。NGO 非戦ネット呼びかけ人で国際ボランティアセンター代表理事の谷山博史さんの講演をお聞きしました。（講演は P14-17）

18 年度も皆様と共に頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。（藤井純子）

2017 年度　報告

１）主な活動報告

⑴総会　3 月 20 日、活動計画承認　菱山南帆子さんの講演

⑵憲法記念日　5 月 3 日 1 憲法を守る？　変える？　市民投票

⑶8.6 新聞意見広告掲載 8 月 6 日 7 時～ 原爆ドーム前で配布

⑷3000 万人署名意見広告　2 月 19 日中国新聞朝刊に掲載

⑸改憲反対、平和・環境・人権問題に取り組む他団体との連携

- 広島県９条の会ネットワーク意見交換会　8 月 27 日（尾道）
- ストップ戦争法実行委員会 19 日行動　→　戦争させない・９条壊すな！ヒロシマ総がかり実行委員会 3 の日行動
- 核兵器禁止条約ヒロシマ行動実行委員会 6 回の行動に参加
- 上関原発止めよう！広島ネットワーク中電本社前行動
- 日本軍「慰安婦」広島ネット水曜日街宣に参加
- 全国的な連携　「許すな！憲法改悪市民連絡会」9 月 2 日全国討論集会（大阪） 12 月 16 ～ 17 日全国交流集会（東京）

⑹会報、4 号　93 号 4 月、94 号 6 月、95 号 9 月、96 号 1 月

⑺世話人会 15 回　事務局会　発送作業　意見広告校正作業など

⑻会計報告

17 年度会計報告　（佐々木孝）

（単位：円）

収入の部			支出の部		
前期繰越金		161,460	支出合計		7,779,289
内訳	現金	0	支出内訳	文書費	583,823
	普通預金	62,540		通信費	778,550
	振替口座	98,920		行事費	72,940
入金合計		7,528,608		旅費交通費	136,800
内訳	意見広告賛	5,158,000		人件費	350,000
	会費	1,441,000		会報・ホームページ作成費	100,000
	カンパ	929,608		事務費（消耗品費）	28,849
				外部会費・カンパ	25,000
				雑費	26,305
				新聞意見広告費	5,677,022
雑収入		76,700			
			次期繰越金		28,271
		7,766,768	合計		7,807,560

3 月 17 日、河野布美子さん、浜根和子さんに、会計監査をして頂きました。今年 2 月の予定外の 3000 万人署名意見広告の掲載のため繰越金がぎりぎりになりました。今後の活動、会報発行のために 18 年度のご支援もどうぞよろしくお願い致します。

2018 年の活動

１）活動方針

１、多くの市民に、憲法の基本的人権の尊重・民主主義・平和主義９条の大切さを知ってもらうよう活動する。

２、非核・非戦をめざし、安倍九条改憲 2018 年の発議をとめるための活動をする。

３、人権を確立するための様々な課題を共有し、政治的、思想的立場にこだわらず、幅広い協力・結集を目指す。

２）活動計画

１、8 月 6 日　ヒロシマデーに憲法の改悪をさせない世論作りのために新聞意見広告掲載に取り組む。

２、5 月 3 日　平和憲法の大切さを市民に直接訴えるために市民シール投票など工夫して取り組む。

３、安倍改憲発議の動きを注視し、改憲を阻むため全国的、地域的な連携を強める。
戦争させない・９条壊すな！ヒロシマ総がかり実行委員会、広島県９条の会ネットワーク
許すな！憲法改悪市民連絡会　全国交流集会参加　ほか

４、人権を確立する各課題の取り組みに積極的に連携する。
左記 17 年度ほか朝鮮学校の無償化裁判を支援する会

５、世話人会、ほか随時、事務局会、作業を行う

６、会報の発行　　年 4 回予定

②会の運営

名誉代表：岡本三夫　世話人代表：藤井純子◎

世話人　：石口俊一、上羽場隆弘（尾三地区）、上山耕平◎、岡本珠代◎、木原省治、栗原君子、佐々木孝◎、島村眞知子◎、実国義範（広島県北）、利元克巳土井桂子、西浦紘子◎、盛谷祐三、横原由紀夫、
▽　8・6 新聞意見広告担当　　石岡真由海

会計監査：河野布美子　浜根和子

③財政　年会費 1 口 2,000 円　カンパ　　新聞意見広告賛同金

湯崎広島県知事米軍再編交付金受け取り発言への要請行動

アイ女性会議の佐藤さんが要請文提出

湯崎県知事の米軍飛行訓練に対処するために国から交付金を受け取るという発言に対し、いのちとくらし、平和に生きる権利を脅かす米軍飛行訓練の受忍と国の交付金受け取り発言の撤回を求める要請をしました。

お金を受け取ることは米軍の訓練を受け入れることだと主張しました。広島県国際課の説明では、訓練を受け入れるものではないとの応対でしたが到底納得は出来ません。今後も要請を続けていきたいと思いますので、ご賛同くださる方はご連絡ください。

平和を求めるヒロシマ女たち実行委員会

連絡先：080-1913-3557（佐藤）090-4692-6667（冨樫）
070-5052-6580（藤井）

3月20日14人が駆けつけ要請しました

写真の提供は、浜崎さん、煙崎さん、岡原さん、沢田さんです。感謝

活動報告（第九条の会ヒロシマほか　ネットワーク、実行委員会含む）

2018年

1月　10日（水）　日本軍「慰安婦」問題解決・ひろしまネットワーク水曜街宣
　　13日（土）　「上関を止めるために 上関はいま」清水敏保講演会　資料館会議室
　　14日（日）　「米軍基地と自衛隊の現状」木元茂夫講演会　ピースリンク資料館
　　17日（水）　安保法制違憲訴訟　第５回口頭弁論　13時半　広島地裁
　　20日（土）　総がかり広島県西部意見交換会　広島弁護士会館10時半～
　　上映会「葦の歌」　資料館会議室２　１　日本軍「慰安婦」ネット
　　21日(日)　西岡由香さんの紙芝居と講演「憲法、原爆・原発、そしてマンガのはなし」
　　26日（金）　核兵器禁止条約のためのヒロシマ共同行動第８回実行委
　　27日（土）　岩国基地の拡張強化を許さない！広島県住民の会→広島県民の会
　　28日（日）　島嶼防衛・軍事要塞化する沖縄　山本英夫講演　沖縄辺野古実
2月　1日（木）　第九条の会ヒロシマ世話人会⑭　14時～　広島国際会議場１Ｆ
　　3日（土）　ヒロシマ総がかり行動　安倍９条改憲ＮＯ署名行動 本通り 八丁堀
　　6日（火）　呉教科書裁判　第８回口頭弁論10時～　広島地裁
　　7日（水）　日本軍「慰安婦」問題解決・ひろしまネットワーク水曜街宣
　　11日（日）　2.11集会☒福山市本庄コミュニティーセンター
　　12日（月）　2.11集会　①広島カトリック会館14時～
　　17日（土）　九条の会・はつかいち　学習会・九条の存立の危機　石口俊一
　　21日（水）　上関原発止めよう！広島ネットワーク中電前行動　12時～
　　24日（土）　「日韓合意は解決ではない」慰安婦ネット学習会　方清子さん
　　25日（日）　グローバリゼーションを問う広島ネット「台湾の歴史と現状」
　　28日（水）　ピースリンク広島　呉　岩国街宣　呉駅前
3月　2日（金）　第九条の会ヒロシマ世話人会⑮　15時半～　広島弁護士会館
　　岩国爆音訴訟控訴審　第４回口頭弁論　　広島高裁　14時
　　3日（土）　ヒロシマ総がかり３の日行動　12時～１　八丁堀　本通り前ほか
　　総がかりヒロシマ行動3000万人署名達成へ集会　広島弁護士会館
　　5日（月）　第九条の会ヒロシマ総会ハガキ発送　広島市市民交流プラザ
　　10日（土）　米軍基地「沖縄から岩国から」比嘉康文・田村順玄講演会　資料館
　　11日（日）　福島を忘れない　さようなら原発3.11集会 人見やよい・マコケン講演会
　　13時半　デモ（原爆ドームから中国電力本社前へ）
　　14日（水）　日本軍「慰安婦」問題解決・ひろしまネットワーク水曜街宣　12時～　本通り前
　　15日（木）　森友公文書改ざん　徹底究明緊急街宣　17時半～　本通り電停前
　　20日（火）　上関原発止めよう！広島ネットワーク中電前街宣　12時～13時
　　広島県湯崎知事交付金発言抗議・要請行動　13時　人種県政会　ヒロシマ女たち
　　第九条の会ヒロシマ総会資料印刷　国際会議場印刷室
　　21日（祝）　第九条の会ヒロシマ総会2018年＆記念講演会　広島平和記念資料館会議室１
　　22日（木）　ヒロシマ女たちの相談会　18時～　広島国際会議場３Ｆ研修室
　　24日（土）　上関原発を建てさせない山口県民大集会　山口維新公園
　　28日（水）　ピースリンク広島　呉　岩国街宣　呉駅前
　　30日（金）　「歴史認識と東アジアの平和」広島フォーラムスタート集会
　　31日（土）　教科書ネット総会と講演会　俵義文さん　ゆいぽーと
4月　4日（木）　日本軍「慰安婦」問題解決・ひろしまネットワーク水曜街宣
　　6日（金）　第九条の会ヒロシマ会報97号発送　広島市民交流プラザ

慰安婦ネット水曜行動

西岡由香さんの紙芝居と講演

福島を忘れない さようなら原発3.11集会 人見やよいさん

3.11デモ　中国電力本社前

マコ・ケンもデモに参加

森友公文書改ざん　徹底究明緊急街宣

お知らせ

◆日本軍「慰安婦」問題解決ひろしま　結成６周年集会
日本軍「慰安婦」問題の解決に向けて
日本政府は何をまちがってきたのか？
4月22日(日)14：00～16：30　広島弁護士会館2F大会議室
講師：渡辺美奈さん(アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」wam事務局長)
資料代：500円
主催：日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク
連絡先：090-3632-1410(土井)

◆日本軍「慰安婦」問題解決のための水曜街頭行動
原則第1水曜日の12時～13時　5/2　6/6　7/4　8/1
場所：本通り電停前(青山側)　連絡先：090-3632-1410(土井)

◆新「エネルギー基本計画」に
原発の新増設を盛り込ませないための緊急書名
4月14日(土)　**5月27日**(日)　14時～　広島本通り電停前
＊時間が変更することもありますのでご連絡ください。
主催:上関原発止めよう！広島ネットワーク 連絡:090-7548-6558(溝田)

◆チェルノブィリを忘れない 4.26 キャンドルのつどい
4月26日(木)18時～　中国電力本店前
原発事故被害者に思いを馳せ、原発のない社会をめざすキャンドル、リレートークなど
主催：上関原発止めよう！広島ネットワーク
＊毎月の中国電力本社前行動にも、どうぞご参加ください。
4月18日(水)、5月16日(水)12時～13時　部分参加も歓迎です。
連絡先：090-6835－8391(渡田)

◆シール投票「原爆ドームの上を米軍戦闘機 & オスプレイが飛行するのをあなたは許せる？許せない？」
5月4日(金・祝)10時～　原爆ドーム前
主催：岩国基地の拡張・強化に反対する広島県住民の会
連絡先：0829-31-3356(事務局)

◆シール投票「安倍政権の憲法改定をあなたは許せる？許せない？」
5月6日(日)14：30～16：00　宮島口桟橋
主催：九条の会・はつかいち　連絡先：090-3373-5083(新田)

◆不安なく違っていられる社会への一歩
～『選択夫婦別姓』を通して気づくこと～
5月13日(日)13：00～15：00　ハチドリ舎
(広島市中区土橋2-43光花ビル201)
講師　恩地いづみさん(別姓訴訟の原告)
土屋聡さんさん(別姓男性当事者)　会費　ドリンクワンオーダー
問合せ・申込 onji.i@nifty.com 082-285-2105　主催　別姓訴訟応援団

◆第９回呉教科書裁判
5月15日(火)13時半～広島地方裁判所　30分前に交通切符配布室
報告集会：裁判終了後引き続き弁護士会館にて
主催：教科書ネット・呉
連絡先：是恒(080-6335-5848)中室(090-6404-1008)岸(090-6830-6257)

◆講演会「今　アベ改憲に反論する」
5月27日(日)14:00～16:30　廿日市市商工保健会館(交流プラザ)
講師：工藤勇行弁護士　資料代：500円
主催：九条の会・はつかいち　連絡先：090-3373-5083(新田)

◆4・28「主権回復の日」を問うヒロシマ集会―
映画上映「標的の島　風かたか」＆トーク
4月28日(土)14：00～　参加費：1000円
広島平和記念資料館地下会議室1(広島市中区中島町1－2)
主催：沖縄・辺野古に新基地をつくらせない広島実行委員会
問い合わせ先：090-3373－5083(新田)

◆2018年核兵器廃絶をめざすヒロシマの会 総会＆記念講演
● 総会　(今年は総会と講演を日を別にして開きますのでご注意ください)
5月20日(日)13：00～14：30　国際会議場研修室3
● 記念講演　トランプNPRと「使える核」の系譜
～遠のく核なき世界と「偽装の被爆国」
5月26日(土)講演14：00～16：00　広島市民交流プラザ6Ｆ
講師：太田昌克さん(共同通信編集委員)　参加費：700円
主催：核兵器廃絶をめざすヒロシマの会　連絡先：090-7307-1862(沢田)

広島県東部

◆憲法を生かす講演会
「かってない市民の共同で安倍改憲にＮＯを！
～９条改憲のねらいと危険性」
4月8日(日)13：30～リム・ふくやま・９階スカイホール
講師：渡辺治さん(一橋大学名誉教授・九条の会事務局)
主催：STOP！「戦争への道」福山総がかり行動　資料代：800円
連絡先：市民運動交流センター(ふくやま)TEL084-924-4435

◆集会＆デモ行進　「安倍９条改憲NO！
森友・加計疑惑徹底究明，安倍政権は今すぐ退陣！」
4月8日(日)16：10～　福山駅前釣り人の像前～福山駅周辺デモ
主催：STOP！「戦争への道」福山総がかり行動
連絡先：市民運動交流センター(ふくやま)TEL084-924-4435

◆講演会・前川喜平さん大いに語る
「今こそ伝えたい～これからの教育，これからの日本」
4月15日(日)13：30～　尾道市むかいしま文化ホール「ココロ」
講師：前川喜平さん(前文部科学事務次官)
参加費：前売500円・当日700円
主催：前川喜平さんを呼ぶ会　連絡先：090－2002－8667(小林)

◆『米軍(アメリカ)が最も恐れた男～その名は，カメジロー』上映会
＜2017年／107分／監督：佐古忠彦
／沖縄・瀬長亀次郎のドキュメンタリー映画＞
5月12日(土)14：00～　福山市市民参画センター5階会議室
主催：市民運動交流センター(ふくやま)　資料代：1000円
連絡先：TEL084-924-4435／090-3748-9840

◆ライブ映像『兵士Ａ』上映会　＜2016年／175分／作詞・作曲・演奏：七尾旅人／一人目の戦死自衛官に扮し描く100年の物語)
①**6月2日**(土)14：00～　福山市男女共同参画センター
(リム・ふくやま地下2階)
②**6月3日**(日)14：00～　カフェ・ポレポレ
(福山市元町7-6宮通り・酒のマエダ2階)
チケット：1000円(②は＋オーダー)　＜途中休憩時間を設けます＞
主催：①市民運動交流センター(ふくやま)84-924-4435/090-3748-9840
②ジャズ大衆舎　TEL：070-5304-6588

広島県北部

◆広島県北の行動　毎月やっています　どうぞご参加ください！
毎月、第1、第3　日曜　17：00～街宣「きりり」横「ゆめマート」前
第2、第4　金曜　18：00～さよなら原発デモ

事務局から

2018年度もご支援をよろしくお願い致しま～す(._.)

・18 年早々に会費・カンパ・賛同金を送ってくださり有難うございました。予定外の 3000 万人署名意見広告もご協力により掲載でき、皆様に心より感謝いたします。
・封筒のタックシールに皆さまの入金状況を記載しております。18年会費がまだの方は引続きご支援くださいますよう、お願い致します。もし間違いがあれば遠慮なくご連絡ください。

後記

・18年度が始まり心新たに、人権の確立、ストップ改憲！ 頑張ります。世話人一同
・今号も、各課題に真摯に取り組む方々の力作を皆さまにお届けすることが出来て感謝しています。ご感想やご意見をお寄せくださると嬉しいです。
・ハルモニがまた亡くなり29人に。金栄鎬さんが書かれたように、被害者の人権回復は、歴史を直視し、事実と真実を被害者と加害者が共有することから…
・冬が終わり暖かくなりましたね。それにしても山口の「上関原発を建てさせない県民集会」は若者があふれて皆さん笑顔。実行委員会の皆さんに拍手。